

1 審議案件

(1) 未支給年金請求時における添付書類の見直し（新規案件）

1 申出要旨

平成 24 年 8 月 12 日、私の母が死亡したため、日本年金機構に対し、8 月 15 日頃に支給される 6 月、7 月及び死亡月の 8 月分の母に対する未支給年金を請求するため、「未支給（年金・保険給付）請求書」に住民票の除票の写しを添付し、国民年金（老齢基礎年金）と遺族共済年金（日本鉄道共済組合）の未支給分について給付請求を行った。

その後、日本年金機構から、申請者の住所及び死亡者との続柄の確認のため、戸籍抄本と住民票の写しの提出を求められた。

しかし、私が添付した住民票の除票には、私が世帯主であり、死亡者は世帯主である私の母であることのほか、住所地も記載され、市長の証明印が捺印されている。また、住民票の除票で、死亡者との続柄が「母」となっているということは、母からみれば私は「子」になることも分かるため、日本年金機構が確認を行おうとしている要素は盛り込まれているものと思われる。このため、住民票の除票でも、未支給請求を行えるようにしてほしい。

(注) 1 平成 25 年 2 月に千葉行政評価事務所に対して申出があった事案である。

2 日本鉄道共済は厚生年金保険と統合されており、未支給遺族共済年金の請求に係る添付書類については、国民年金と同様である。

2 制度の概要等

(1) 未支給年金の請求

年金支給期間は、年金を支給する事由が生じた月の翌月から権利が消滅した月までであり、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の年 6 回に分けて、それぞれその前月分までが支給される。このため、死亡した年金受給権者に未払いの年金があるときは、未支給年金の請求を行うことができる。

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 19 条第 1 項の規定では、「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」とされている。

(2) 請求に必要な添付書類

国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「施行規則」という。）第 25 条第 2 項の規定では、未支給年金請求書に添付する書類は、以下のとおりとされている。

① 施行規則第2項第1号

受給権者の死亡の当時における受給権者及び請求者の相互の身分関係を明らかにすることができる書類。

② 施行規則第2項第2号

受給権者の死亡当時、受給権者が請求者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類。

このため、日本年金機構が請求者に配布しているパンフレット(「未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届(報告書)について」)では、未支給年金請求書に添付しなければならない書類としては、以下の書類が必要とされている。

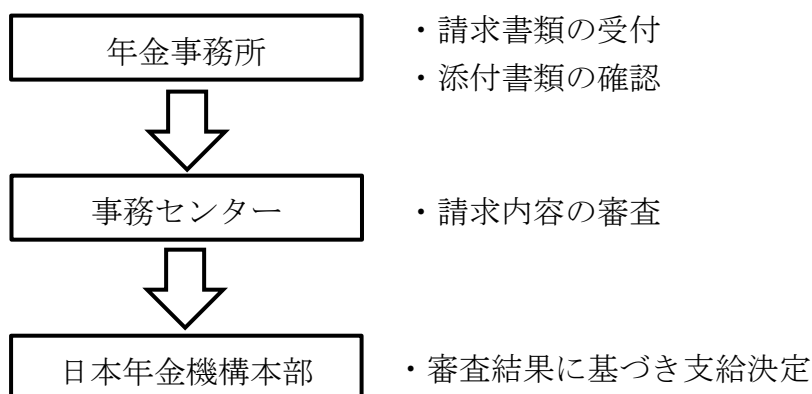
- ① 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の謄本もしくは抄本
- ② 死亡した受給権者と請求者の住民票の写し

一方、障害基礎年金又は遺族基礎年金においては、年金受給者によって生計を維持されている子がいる場合は、年金額に子の加算額が加えられる。このため、施行規則では、これらの対象者の有無を確認するため、「加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本」と添付書類を特定した上で、提出が求められている。

また、遺族年金においては、死亡の当時、被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持されていた i) 子のある妻又は ii) 子が受給権者となるため、施行規則では、「被保険者又は被保険者であった者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍」の提出を求めている。

(3) 未支給年金請求の流れ

未支給年金の請求は、年金事務所に対して請求書類が提出された後、都道府県ごとに設置されている事務センターで審査が行われ、審査結果に基づき、日本年金機構本部で支給決定が行われている。



3 関係機関の意見

(1) 日本年金機構千葉事務センター

① 請求書に添付する資料については、日本年金機構が請求者に配布しているパンフレットにおいて、「この請求書に添えなければならない書類」として整理されている。

その内容をみると、「死亡した受給権者と請求者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明または戸籍の謄本もしくは抄本」(※)とされており、住民票で代えることはできない。

その理由は、i)「戸籍」は、人の身分関係(親族関係等)を証明する書類であり、また、申請時に表示項目の変更はできないこと、ii)「住民票」は、住所を証明する書類であり、また、申請時に表示項目の指定が可能である。

なお、「死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書」を具体的に例示した日本年金機構の通達類はない。

※ 当省が厚生労働省に照会したところ、市区町村長の証明書とは、婚姻届記載事項証明書や出生届記載事項証明書など戸籍の届出に関する届書記載事項証明とのことである。

② 今回、申出人から提出された住民票の除票のみでは、申出人の生年月日が確認できず、また、申出人が請求者本人であるかが確認できないため、戸籍抄本又は、住民票が必要となる。

③ 本件のように申出人から必要な書類が徴収できない場合は、国民年金法第108条第2項及び第109条の4第1項第30号の規定に基づき、日本年金機構が職権により、官公署等に対して必要書類の請求を行い、給付に関しての必要事項を確認している。

④ なお、未支給年金の支給の決定は、日本年金機構本部で行っているが、戸籍抄本と住民票で必要事項を確認できないものについては都道府県事務センターに差し戻されることとなっている。本件については、当事務センターにおいて、当該市に対して職権により申出人の戸籍抄本と住民票を請求している。

(2) 厚生労働省年金局

未支給年金を請求する場合、受給権者の死亡当時、その者と請求者が同一世帯に属していた(生計を同じくしていた)ことについては、住民票(世帯全員)や住民票の除票により確認している。

一方、死亡した受給権者と請求者の相互の身分関係については、日本の国籍を有する者の身分関係を公証する唯一の公簿とされている戸籍により確認を行っている。(「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年10月4日付け法務省民事甲代2671号等)参照)

そのため、請求者の住民票の写し(世帯全員、続柄、及び本籍が記載されたもの)及び死亡した者の住民票の除票の添付だけでは、施行規則第25条第2項第1号の要件を満たしていないため、請求できない。

※ 住民票における世帯主との続柄の記載については、その記載方法について通知等により定められているが、養子等の場合にも一律に「子」と記載される等、身分関係に関する情報が戸籍と一致しているものではないかと考えられる。

(参考1) 未支給年金の請求において添えなければならない書類

請求書に添付する書類	具体的な資料	当局の考え
死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受給権者の住民票の除票 ・戸籍謄本又は抄本 ・死亡診断書 	
死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本又は抄本 ・身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書 ※住民票は上記に代えることはできない 	住民票の除票の世帯主との続柄と請求者の住民票で、証明することができるのではないか。
受給権者と請求者が生計同一関係であることを明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡した受給権者の住民票の除票と請求者の全員の住民票 	

※日本年金機構作成のパンフレットに基づき当省が作成

(参考2) 年金請求において身分関係を明らかにすることを証明する書類

年金の種類	条件	提出書類
老齢厚生年金 障害基礎年金 遺族基礎年金	受給権者によって生計維持されている18歳到達年度の末日までにある子がいる場合	その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
老齢厚生年金 障害厚生年金	受給権者によって生計維持されている65歳未満の配偶者がいる場合	その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
遺族基礎年金 遺族厚生年金	年金を請求する場合	被保険者又は被保険者であった者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍
未支給年金	年金を請求する場合	受給権者の死亡の当時における受給権者及び請求者の相互の身分関係を明らかにすることができる書類

※国民年金法施行規則に基づき当省が作成

(2) 北海道における日本脳炎に係る予防接種の実施について（新規案件）

1 申出要旨

私は、青森から函館に家族で転居したが、母子手帳に記載されている幼児への日本脳炎の予防接種の案内が市役所から来ないため、函館市のホームページを確認したところ、「北海道は日本脳炎の予防接種を行う必要のない区域に指定されているため、函館市では実施していない。」と掲載されていた。

北海道においても、BCG（結核）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、はしか等の予防接種は、無料で受けることができるが、日本脳炎の予防接種を任意で受けると5,000円程度の自己負担となる。

日本脳炎の患者は、九州、四国、中国、沖縄等に居住している高齢者が多いとされているが、北海道で生まれ育った子供であっても、将来的には仕事等で国内の日本脳炎発生地域や東南アジア等の海外で生活することも考えられるので、国は国内全ての市町村で日本脳炎の予防接種を義務として、無料で実施してほしい。

(注) 平成24年6月に北海道管区行政評価局函館分室に対して申出(匿名)があった事案である。

2 制度の概要

(1) 予防接種制度

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第2項の規定において、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症などが、A類疾病に指定されており、法第5条第1項の規定において、市町村長は、A類疾病などの予防接種を行わなければならないとされている(注)。

(注) 法第5条第1項の規定により、定期の予防接種を行うことは市町村長の義務とされているが、法第9条の規定により、定期の予防接種の対象者が予防接種を受けることは努力義務とされている。

しかし、法第5条第2項の規定において、都道府県知事は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）で定める疾病について、当該疾病の発生状況等を勘案して予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができるとしており、施行令第2条の規定により日本脳炎が指定されている。

また、法第5条第3項の規定により、上記の指定があった際は、全域が指定区域に含まれる市町村は、当該指定に係る疾病（日本脳炎）について、予防接種を行うことを要しないとされている。

なお、法第25条の規定では、BCG（結核）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、麻しん（はしか）等の定期の予防接種を行うための費用について、市町村が支弁するとされ、法第28条及び施行令第33条の規定により、定期の予防接種に要した実費（薬品費、材料費、予防接種を行うために臨時に雇ったものの経費）は、保護者等から実費を徴収できることとなっている。（実際は、A類疾病の定期接種について、ほとんどの市区町村で、接種費用を無料としている。）。

(2) 日本脳炎の症状等

日本脳炎は、ウイルス感染によって起こる脳等の中樞神経疾患である。

人から人への感染はなく、豚などの体内でウイルスが増殖した後、その豚を刺したコガタアカイエカなどが人を刺すことにより感染する。東アジア、南アジアに広く分布し、脳炎を発症した場合は患者の20～40%が死亡に至る。患者の年齢は、65～69歳が最も多く、40歳以上が約85%を占める。

日本においては、平成15年から24年までの10年間で51人が発症しており、大部分は九州・沖縄・中国・四国地方で発症しており、東日本の主な地域における感染者は、北海道0人、東北0人、関東3人となっている。

国立感染症研究所が行っている感染症流行予測調査によると、日本脳炎ウイルスに対する抗体を保有する豚の割合は、西日本で高く、北海道及び東北では低い傾向にある。

(3) 北海道において日本脳炎に係る予防接種が行われていない理由

法第5条第2項及び施行令第2条の規定において、都道府県知事は、日本脳炎に係る定期の予防接種を行う必要がないと認められる地域を指定することができることとされており、これに基づき、現在、北海道全土が指定されている。

北海道は、この指定を行うに当たり、毎年、北海道感染症危機管理対策協議会（同協議会の下に、感染症流行調査専門委員会がある。）を開催しており、（直近は平成24年3月に開催）、同協議会において、北海道に日本脳炎に対する抗体を保有している豚がほとんどいない（年間1頭又は0頭）こと及び日本脳炎の発症者がいないことから、日本脳炎に係る定期の予防接種を行う必要がないと結論づけている。

また、北海道において、過去に日本脳炎に係る定期の接種が行われていた期間はない。

(4) 北海道以外における日本脳炎未実施地域

過去に、北海道以外で法第5条第2項及び施行令第2条の規定に基づき、日本脳炎の予防接種を行う必要がないと指定された区域には青森県があり、平成7年度から10年度まで定期の予防接種は実施されていない。

なお、青森県において平成11年度から日本脳炎に係る定期の予防接種が再開された際は、青森県結核・感染症サーベイランス委員会での議論を経ている（この際は、未接種者が、感染可能性が高い地域へ移動した際の危険性を考慮して実施することとされた。）。

(5) 法第21条の規定により、定期の予防接種に係る費用は、市町村が支弁することとされているが、日本脳炎を含むA類疾病の定期接種の接種費用については、普通交付税による地方財政措置（公費負担の9割分相当）が講じられている。

(6) これまで、日本脳炎の予防接種を受けたために発生したと思われる重度の副反応（脳障害など）は、接種回数130万回に1回の割合で発生している。

北海道における平成 24 年度の接種対象者は約 12 万人であり、単純に計算すると、約 10 年に 1 人の割合で重度の副反応が発生することとなる。

なお、定期の予防接種を受けた者が、疾病や障害の状態になったり、死亡したりした場合、その原因が定期の予防接種にあると厚生労働大臣が認定すれば、これを受けた者が居住していた市町村の長は、法第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、障害年金等の給付を行うこととなっている。

3 関係機関の意見

(1) 厚生労働省健康局結核感染症課

- ① 北海道知事が、道内全域で日本脳炎に係る定期の予防接種を行う必要がないと認められる区域を定めている。また、都道府県の一部地域のみを指定することも可能である。

区域の指定に当たっては、道で感染症危機管理対策協議会を開催し、道内における日本脳炎の発生状況や感染源調査結果を基に専門家を交えて協議し、意見を聴いた上で、1 年ごとに指定を行っている。

なお、その結果については毎年、北海道から厚生労働省に報告されている。

- ② 定期の予防接種の実施は自治事務であり、予防接種を行わない区域の指定については、北海道知事が道内の日本脳炎の発生状況等を総合的に勘案し判断していることから、知事の判断に対して特段の意見はない。

- ③ 日本脳炎に係る定期の予防接種を行う必要がないとされている地域（北海道）を指定区域から除外する場合の区域の変更については、上記①の手続を踏まえ、北海道知事の判断により行われるが、厚生労働省としては、北海道と情報共有を図っていきたい。

- ④ 日本脳炎の 1 回当たりの単価は 6,942 円（厚生労働省が総務省に対する平成 24 年度地方交付税要求時に用いる接種単価）である。

仮に北海道において 24 年度に定期接種が行われたと仮定した場合、費用の試算値は次表のとおりである。

表 北海道での日本脳炎に係る定期の予防接種を行った場合の試算

接種年齢	接種回数	接種人口（道内）注 1	接種単価	【接種費用】
1 期初回（3 歳）	2 回	40,000 人	6,942 円	555,360 千円
1 期追加（4 歳）	1 回	40,000 人	6,942 円	277,680 千円
2 期（9 歳）	1 回	43,000 人	6,942 円	298,506 千円
計	4 回	123,000 人	—	1,084,246 千円

（注 1）「接種人口（道内）」は「総務省人口推計（平成 23 年 10 月）」に基づき算定した。

（注 2）接種率は 100%で試算した。

⑤ 航空機の移動等に伴い日本脳炎ウイルスを媒介するコガタアカイエカが北海道に侵入したとしても、越冬して繁殖することは難しいと思われ、北海道原産の豚が日本脳炎に感染する確率が低いことが、抗体保有調査の結果にて確認されていることから、現時点で北海道において日本脳炎が流行する可能性は低いと判断されていると思われる。

⑥ 日本脳炎については、感染地域が九州地方や四国地方といった西日本ないしは南日本に集中しており、東北地方や北海道地方ではほとんど発生していないことなど、地域的な偏りがみられることから、全国一律で予防接種を実施することが必ずしも必要な疾病とは考えていない。

また、北海道で発症する確率は上記⑤の回答のとおり低いと思われる。

⑦ このため、旅行等に伴う人の移動が増加しているという意見があることは承知しているが、居住する地域が日本脳炎に係る定期の予防接種を実施していない中で、感染の危険がある地域に移動した場合、日本脳炎に係る予防接種については、任意接種として受けていただくこととなる。

(2) 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

① 日本脳炎に係る区域の指定については北海道感染症危機管理対策協議会（同協議会の下に、感染症流行調査専門委員会がある。）における専門家の意見を踏まえて決定しており、定期の予防接種を行う必要がない理由としては、昭和45年以降、日本脳炎の発症者がいないこと、日本脳炎に対する抗体を保有している豚がほとんどいない（年間1頭又は0頭）ことが挙げられる。

仮に、抗体を保有する豚が増加した場合などは、協議会等の意見を踏まえ、日本脳炎に係る区域の指定を行わないこともあり得る。

なお、これまで市町村から区域指定を行わないようにとの要望は受けていないが、協議会等の場で日本脳炎に係る定期の予防接種を北海道においても行うべきとの結論が出された場合は、実施主体である市町村に対して、意見を聴くことになると思われる。

② 日本脳炎が定期の予防接種となっていないことに対する苦情や意見について、過去に数件寄せられている。

主な内容は、北海道においては日本脳炎が任意接種であることから、自己負担により接種しなければならないことに対するものである。

③ エキノコックスと違い、日本脳炎は、北海道においては身近な疾病ではないため、道民は詳しく知らないと思われる。

④ 転居や旅行などにより日本脳炎に感染する危険性が高い地域を訪れる際は、各自の判断で、任意の予防接種を受けるなどして対処してほしい。

また、マダニのSFTSのように、可能な限り感染の危険性が高い地域には近づかない等、感染・発症のリスクを考慮した行動を心がけてほしい。

なお、HTLV-1のように九州・沖縄地方特有のものとされていたものも、人の移動を考慮し、全国で抗体検査を実施するようになったものもあることから、日本脳炎についても法令を改正し、都道府県知事による区域指定の規定を削除することによ

り、人の移動による感染の懸念を解消する方法も考えられる。

- ⑤ 先日の予防接種法等の一部改正では、日本脳炎に係る規定は削除されなかったが、引き続き、国の日本脳炎に関する委員会等の動向も踏まえてまいりたい。

(3) 札幌市保健所感染症総合対策課

- ① 札幌市において、日本脳炎に係る定期の予防接種が行われていないことに対する苦情や意見は年間1、2件の頻度で寄せられており、子供が将来北海道外に住むかもしれないこと、旅行や転勤で本州を訪れる可能性がある等、北海道外との転出入があることから定期の予防接種を行ってほしいというものである。

また、日本脳炎の予防接種が受けられる医療機関についての照会が、年間10件前後ある。

なお、これらの相談は、北海道外から転勤等により札幌市へ転入した方からのものが多い。

- ② 法第5条第2項の規定に基づく、定期の予防接種を行う必要がないと認められる区域の指定について、その指定の解除を求める要望書等を北海道に対して提出したことはなく、その指定に当たって札幌市が関わった機会はない。

なお、日本脳炎が定期の予防接種とされた場合、これまで予防接種を受けていない者で、接種の機会があった者を対象とした経過措置等の検討が必要と考える。

- ③ 札幌市又は北海道に居住している限り、日本脳炎に感染・発症する可能性は限りなく低いと思われ、日本脳炎の予防接種に対する需要もほとんどないと思われることから、感染可能性が高い地域を訪れる際は各自の事情や判断に基づき、任意で予防接種を受けてほしい。

- ④ 日本脳炎の予防接種に対する需要は高くはないと思われるが、市作成の冊子により、任意の予防接種として周知は行っている。

(3) 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し（新規案件）

1 申出要旨

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に新田原基地を離発着する航空機の騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業に係る助成金を受け、エアコンの取付工事を行った。

最近になって、当該エアコンが故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の申込みを行い、助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため住宅防音工事希望届を提出してから、実際にエアコンが修理されるまで、約1年の期間が必要である」旨の説明を受けた。

エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(注) 平成24年7月に宮崎行政評価事務所に対して申出があった事案である。

2 制度の概要

(1) 住宅防音事業の概要

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺整備法」という。）第4条の規定によれば、国は、自衛隊等の航空機の離着陸による障害が著しい防衛施設の周辺の地域に居住する者がその障害を防止し又は軽減するため必要な工事を行うときは、助成の措置を採るものとするとしている。

本申出に係る工事は、住宅防音事業（防音工事、空気調和機器機能復旧工事、防音建具機能復旧工事の3種類に大別される。）中の「空気調和機器機能復旧工事」となっている。

また、住宅防音事業については、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」（平成23年防衛省訓令第14号。以下「交付要綱」という。）に規定されており、このうち、空気調和機器機能復旧工事に係る主な規定では、i) 工事費用の補助については、補助事業者（基地の周辺住民）等に対し補助金の交付により行うこと（第3条）、ii) 補助の額は、工事総額の10分の9とすること（第6条）、iii) 地方防衛局長は工事を希望する者から住宅防音工事希望届を提出させること（第7条）とされている。

なお、空気調和機器機能復旧工事は、住宅防音事業が完了した日から10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機、換気扇及びレンジフード）を対象として、機器の取替えを行う工事である。

(2) 住宅防音事業の施工世帯数及び予算の執行状況

- ① 防音工事は、昭和49年度から実施されており、全国36防衛施設の周辺に所在している約58万3,000世帯を対象として、平成24年度までに約45万7,000世帯の工事

が実施されている。

- ② 空気調和機器機能復旧工事は、平成元年度から実施されており、平成 24 年度までに延べ約 25 万世帯の工事が実施されている。
- ③ 防音建具機能復旧工事は、平成 11 年度から実施されており、平成 24 年度までに延べ約 4 万 2,000 世帯の工事が実施されている。

表－1 住宅防音事業の施工世帯数及び予算の執行状況

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
防音工事	約 341 億円 (約 11 千世帯)	約 413 億円 (約 12 千世帯)	約 384 億円 (約 11 千世帯)	約 278 億円 (約 9 千世帯)	約 260 億円 (約 9 千世帯)
空調復旧	約 32 億円 (約 11 千世帯)	約 34 億円 (約 13 千世帯)	約 38 億円 (約 14 千世帯)	約 29 億円 (約 11 千世帯)	約 31 億円 (約 12 千世帯)
建具復旧	約 61 億円 (約 4 千世帯)	約 135 億円 (約 9 千世帯)	約 118 億円 (約 8 千世帯)	約 81 億円 (約 5 千世帯)	約 83 億円 (約 5 千世帯)
合計	約 434 億円 (約 26 千世帯)	約 582 億円 (約 34 千世帯)	約 540 億円 (約 33 千世帯)	約 387 億円 (約 25 千世帯)	約 374 億円 (約 25 千世帯)

※(注) 1 本表は、防衛省の資料を基に当省が作成した。数字は概算であるため、合計額が一致しない場合がある。

2 平成 24 年度の空調復旧に係る一世帯当たり施工金額は、約 26 万円となっている。

3 関係省庁（防衛省地方協力局防音対策課）の意見

(1) 住宅防音事業の実施状況について

住宅防音事業のうち、空気調和機器機能復旧工事については、平成 24 年度末の時点で、約 1 万 5,000 世帯に対する工事が未実施となっており、25 年度の新たな工事希望世帯は、約 1 万 2,000 世帯を見込んでいる。

また、防音工事については、平成 24 年度末時点で、工事の未実施世帯が約 2 万 3,000 世帯、25 年度の新たな工事希望世帯が、約 8,000 世帯と見込まれており、防音建具機能復旧工事については、24 年度末時点での工事の未実施世帯が約 2 万 2,000 世帯、25 年度の新たな工事希望世帯が、約 7,000 世帯と見込まれている。

(参考)

表－2 平成 24 年度末における工事未実施世帯及び平成 25 年度の希望世帯数の見込み

区分	未実施世帯数 (24 年度末)	工事希望世帯数 (25 年度見込)	合計
防音工事	約 23 千世帯	約 8 千世帯	約 31 千世帯
空調復旧	約 15 千世帯	約 12 千世帯	約 27 千世帯
建具復旧	約 22 千世帯	約 7 千世帯	約 29 千世帯
合計	約 60 千世帯	約 27 千世帯	約 87 千世帯

※ 本表は、防衛省の資料を基に当省が作成したものである。

(2) 住宅防音事業に必要な予算について

住宅防音事業のうち、空気調和機器機能復旧工事については、平成 24 年度に未実施となっている工事及び 25 年度に見込まれる新たな工事希望世帯への工事(約 2 万 7,000 世帯)を実施する場合、約 73 億円の予算が必要となる。

また、防音工事及び防音建具機能復旧工事については、平成 24 年度に未実施となっている工事及び 25 年度に見込まれる新たな工事希望世帯への工事(約 6 万世帯)を実施する場合、約 1,500 億円の予算が必要となる。

住宅防音事業の実施には、膨大な予算を必要としている状況であることから、予算の確保に努めているが、厳しい財政状況下にあり、実施するまでに期間を要している。

(3) 本件と同様の相談の受付状況

早く工事を実施してほしいという問合せはあるが、工事の希望世帯が多いことから工事の実施までに期間を要していることなどを説明し理解を得ている。

(4) 住宅防音事業の期間について

住宅防音事業は、希望者が膨大であることから、工事の実施までに 2 年以上の期間を要している状況である。

(5) 工事希望世帯における領収書による立替払について

住宅防音事業は、国が補助金を交付する補助事業であり、予算の範囲内で適正に補助金の交付決定をする必要がある。

工事完了後、申請内容に希望世帯(希望者)の誤認や虚偽等があった場合、事実確認や是正させることは困難であることから、工事着工前に補助対象となるか否かの確認や現地調査等を行った上で補助金の交付決定を行っている。

空気調和機器機能復旧工事について、国が補助金の交付決定を行う前にエアコンを購入した場合は、以下のような問題が生じる。

- ① 希望世帯の誤認により、補助対象とならないエアコンを撤去・新設した場合は、補助金が支払われない。
- ② 国の補助内容を上回る工事を行った場合は、希望世帯が想定した補助金と乖離が生じる。
- ③ 予算が確保されていないため、国は将来の補助金交付を約束できず、予算の裏付けがない中で、希望世帯への補助金支払いに何年要するか分からない状況となる。

このような場合は、希望世帯との間にトラブルが頻発し、執行が滞り、事業が成り立たなくなることから、領収書による立替払を設けることは困難である。